

旭川医科大学公開講座細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年7月17日学長裁定)

旭川医科大学公開講座細則の一部を改正する細則

旭川医科大学公開講座細則（令和4年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。
※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (講習料) 第6条 公開講座を受講しようとする者は、講習料を納付しなければならない。 2 講習料は前納とする。 3 既納の講習料は返還しない。ただし、募集人員の超過等、本学の都合により受講できない場合は、この限りでない。 4 第1項に規定する講習料の額等は、旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年旭医大達第143号）の定めるところによる。 <u>5 前各項の規定にかかわらず、本学の理念に基づき、地域における保健・医療・福祉の向上に資すると認められる場合には、講習料を徴収しないことができる。</u>（新設） (略) <u>附 則</u> <u>この細則は、令和8年7月17日から施行する。</u> 【改正理由】	(略) (講習料) 第6条 公開講座を受講しようとする者は、講習料を納付しなければならない。 2 講習料は前納とする。 3 既納の講習料は返還しない。ただし、募集人員の超過等、本学の都合により受講できない場合は、この限りでない。 4 第1項に規定する講習料の額等は、旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年旭医大達第143号）の定めるところによる。 (略)

地域貢献として行っている公開講座をより発展・普及させるため、
無料での実施が可能となるよう、所要の改正を行うものである。